

広報みのぶ

MINOBU

2023

No.227

8



町内小学校 あけぼの大豆種まき体験

人のうごき 令和5年7月1日現在（前月比）

人口 10,183人（▲24）

 4,975人（▲7）

 5,208人（▲17）

 5,089世帯（▲3）



撮影：海老原一己 / GlassEye Inc.

新しい学校給食センターが 完成しました

平成30年5月から計画が進められてきた『身延町学校給食センター』が完成し、7月6日に竣工式が、学校関係者、工事関係者、町関係者の出席のもと挙行されました。式典では建設に貢献した7社に感謝状が贈呈され、また、望月幹也町長をはじめ、上田孝二議長、保坂新一教育長、小林初音校長会会長、下山小学校の望月彬希^{よしき}児童会会長によるテープカットが行われました。

給食の提供は夏休み明けの8月25日から開始します。徹底した衛生管理を行い、安全で安心な給食を提供するために整備された本施設をご紹介します。

① 安心安全な学校給食を 提供する施設

地上1階建ての鉄骨造りで、建物の中央に厨房エリアを集約し、西側の荷受けプラットフォームから東側の配送プラットフォームまで調理工程に配慮した厨房レイアウトとなっています。



身延山久遠寺から寄贈いただいた木材で作製した感謝状



テープカットセレモニー



式典出席者内覧会

身延町学校給食センターは、老朽化が進む中富給食センターと身延給食センターの移転再配置という形で下山地区に建設が計画され、徹底した衛生管理のもと安全・安心で美味しい心のこもった給食を提供することを目的として建設工事を行ってまいりました。

学校給食は、栄養バランスの取れた食事を児童・生徒に提供し、身体の不やかな発達を促進することに加え、毎日の食事を通して良好な人間関係を築く心の成長の場でもあります。

新しい給食センターから提供される給食によって、未来を担う子どもたちの身心の健全な成長を心から願っております。

身延町長 望月幹也

厨房内は、食の安全の確保、衛生管理等に配慮したドライ方式を採用しており、水が飛散しにくい構造の調理機器の使用や、床面に速乾性のある素材を使用することで施設内の乾燥状態を保ち、調理工程における温度・湿度管理により細菌の増殖を防ぎます。

また、検収から下処理完了までの汚染作業区域と、加熱調理を行う非汚染作業区域で食材が交差することのないよう設計され、調理中の食材が逆走することのない一方通行の動線を確認しています。

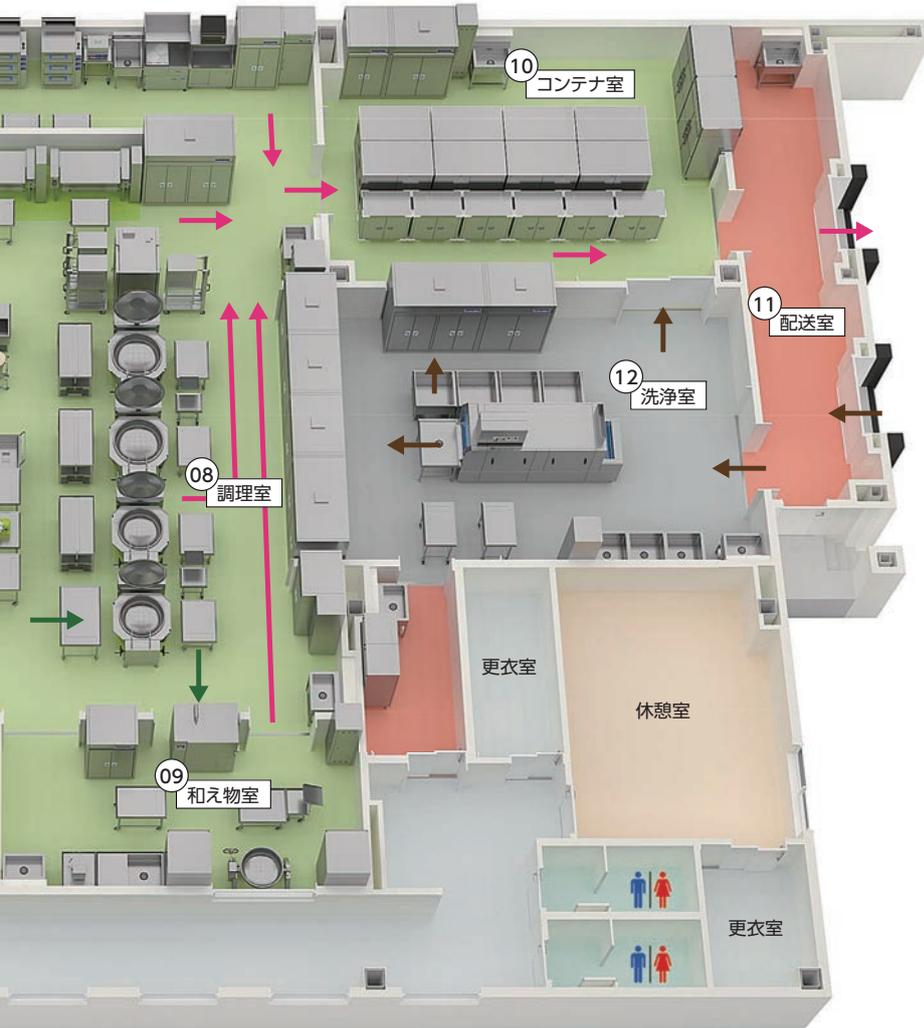
② 美味しく楽しい給食を提供できる施設

新規2台の配送車を整備し、下山小学校と身延清稜小学校へ配送する「北方面」、身延小学校と身延中学校へ配送する「南方面」の2ルートで、町内全ての小中学校に約550食の給食を届けます。保温時間が十分確保された食缶を採用し、温かいもの・冷たいものをそれぞれ適温で提供します。

08

調理室

汁物や煮物を作る4つの巨釜を中心に、焼き物や蒸し物ができるスチームコンベクション、揚げ物や炒め物のコーナー、炊飯コーナー、アレルギー食コーナーなどが、作業動線に沿って効率よく配置されています。また、加熱調理の前後で食材が交差しないよう、配缶は釜などの調理機器を挟み、調理と反対側で行う仕組みになっています。なお、調理室では包丁は使わず、必要に応じて野菜裁断機を使用します。



09

和え物室



和え物やサラダ、デザートを作る部屋です。調理室との間にある両面扉の真空冷却器で急速冷却されたボイル野菜を、調合したタレやドレッシングで和えて仕上げます。また、デザートなどに使用する缶詰を開ける缶切り機も設置されています。

和え物やサラダ、デザートを作る部屋です。調理室との間にある両面扉の真空冷却器で急速冷却されたボイル野菜を、調合したタレやドレッシングで和えて仕上げます。また、デザートなどに使用する缶詰を開ける缶切り機も設置されています。

12

洗浄室

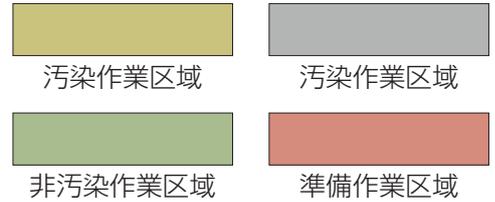


各学校から戻ってきたコンテナや食器を洗浄する部屋です。食缶も洗える食器洗浄機と両面扉の保管庫が設置されており、洗浄後の食缶や食器を保管庫に収め、熱風消毒をします。翌日、隣接する調理室やコンテナ室から取り出して使用できるようになっています。

各学校から戻ってきたコンテナや食器を洗浄する部屋です。食缶も洗える食器洗浄機と両面扉の保管庫が設置されており、洗浄後の食缶や食器を保管庫に収め、熱風消毒をします。翌日、隣接する調理室やコンテナ室から取り出して使用できるようになっています。

身延町学校給食センター
施設紹介

床の色分けによる作業区域の明確化



10

コンテナ室



洗浄消毒済みのコンテナが保管されており、ここで各学校のコンテナに、調理済みの給食が入った食缶と、熱風消毒された食器を積み込みます。

11

配送室



調理済みの給食を載せたコンテナを積み込んだり、戻ってきたコンテナを受け取ったりするスペースで、午前中は非汚染作業区域、午後には汚染作業区域になる特殊な場所です。

01

荷受室



食材は搬入業者によってここへ納品された後、調理員の手で検収室へ運ばれます。虫や埃の侵入を防ぎ外気を極力取り込まないように、作業スペースとの間に扉を設置し、搬入口の上部にエアーカーテンも装備されています。

03

米庫



温度管理が行き届いた室内に、米を置く棚と貯米庫（ライスタック）があります。貯米庫は隣室にある洗米機と連携しており、洗米に合わせ指示された分量の米が自動で送られるシステムになっています。

04

食品庫



味噌、醤油、塩、砂糖などの調味料と乾物の部屋です。常温保存食をストックする棚と、冷蔵保存用の冷蔵庫があります。調味料の計量はここでを行い、両面扉の冷蔵庫や上げ下げ窓を通して、隣接する調理室や魚肉下処理室へ届けます。

02

検収室



搬入された食材を検収し、米、調味料、魚肉、野菜に仕分けします。仮ストック用の冷蔵庫と冷凍庫が装備されており、食材を安全に保管できます。また、野菜の泥落としや器具の洗浄もできるシンク、秤、根菜の皮むき器なども設置されています。

05

魚肉下処理室



肉や魚を、加熱する前の状態まで調理する部屋です。常に最適な環境で作業が行えるよう、調理台は移動式になっています。必要に応じて食材の下ごしらえをし、焼き物は鉄板に並べ、揚げ物は衣をつけてから、上げ下げ窓を通して調理室へ届けます。

06

野菜下処理室



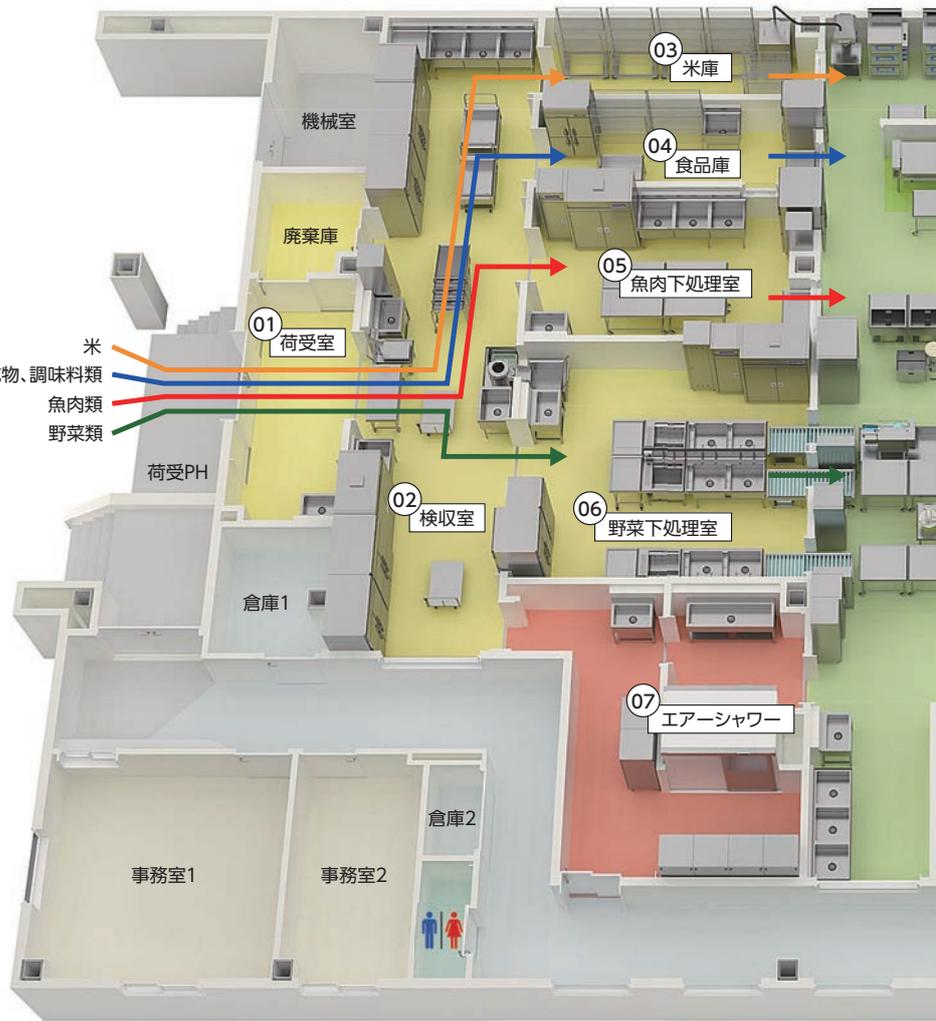
野菜を洗浄し、荒切りして野菜裁断機にかけられる状態にします。ジェット気流によるバブルリング洗浄→酸性水で殺菌→すすぎの手順で洗浄できる3槽式洗浄レーンが3レーンあり、種類による使い分けが可能です。処理済の野菜は上げ下げ窓を通して調理室へ届けます。

07

エアシャワー



汚染作業区域と非汚染作業区域を隔てるエアシャワーです。強力なエアシャワーを浴びることで、髪の毛や埃を吹き飛ばします。調理室への入室前に必ず通ることが、すべての人に義務付けられています。





身延町に関するいろいろな出来事をお届け！

まちのわだい

観光 Instagram や、みのワンの Twitter・Facebook でも、町の情報を発信しているワン♪



Instagram



Twitter



Facebook



小学校で“あけぼの大豆”を学ぶ

総合的な学習の一環として、町内の小学校3年生を対象にあけぼの大豆の特別授業が行われました。授業では、講師の小林あゆみさんによるあけぼの大豆の説明や○×クイズが行われ、子どもたちは楽しみながら知識を深めました。

その後、畑に移動し実際にあけぼの大豆の種まきを行いました。子どもたちは、指で穴を掘り、一粒ずつ真剣に種をまき、「楽しかった」「種が大きくなってほしい」と嬉しそうに話していました。



浅香山親方が観光大使に就任しました

6月14日、新たな観光大使として「浅香山 博之（浅香山親方／元大関魁皇）」さんに、委嘱状の交付を行いました。浅香山親方は、身延山久遠寺で行われる節分会に毎回参加されているほか、現役時代に下部温泉で体を癒したこともあり、身延町との関係が深いことから、観光大使に就任いただきました。

浅香山親方プロフィール

福岡県直方市出身で友綱部屋に所属していた元大相撲力士。最高位は東大関、引退後は年寄・浅香山を襲名し、現在は浅香山部屋を設立。

身延山久遠寺 御入山行列

6月18日、日蓮聖人が身延山に入山する様子を再現した御入山行列が行われました。

行列には200人以上が参加し、僧侶や奴、日蓮宗を信仰した徳川家康の側室・お万の方らに扮した一行が、総門から常唱殿までを練り歩きました。

その後、御草庵跡で法要が盛大に行われ、日蓮聖人直筆の曼荼羅が750年ぶりに公開されました。



新型コロナワクチン今後の日程のご案内

【問い合わせ先】 福祉保健課 健康増進担当 ☎ 0556-20-4611

個別

春開始接種(12歳以上)

※12歳以上の電話予約はコールセンター
0556-42-8350 で受け付けております。

●接種対象者

- ① 65歳以上の高齢者
- ② 基礎疾患を有する65歳未満の方 重症化リスクが高いと医師が認める方
- ③ 医療機関や高齢者施設・障害者施設等の従事者

※上記に該当しない方は、今回の春開始接種は対象外です。

会場 (使用ワクチン)	予約期間	接種日時
身延山病院 (ファイザー BA.4/5)	Web: 8/5(土)～9(水)	8/17(木) 8/24(木) 15:00～16:00
飯富病院 (モデルナ BA.4/5)	電話: 8/7(月)～9(水)	8/15(火)・8/18(金) 8/22(火)・8/25(金) 10:00～11:30

※「春開始接種」の接種期間は8月31日までです。
接種を希望される方は、期間内に接種するようお願いいたします。

個別

小児(5～11歳) オミクロン株対応ワクチン

※5～11歳の電話予約は福祉保健課
0556-20-4611 で受け付けております。

会場	予約期間	接種日時
身延山病院	Web・電話 8/7(月)～10(木)	8/21(月) 14:00～14:30

■新型コロナワクチン秋開始接種について

「追加接種可能な全ての年齢の方」を対象に接種が行われる予定です。
詳細が決まり次第、広報みのぶ等でお知らせいたします。

マイナンバーカードを 自宅で申請・受け取れます

■ 問い合わせ先	
町民課 町民担当	☎ 0556-42-4804
身延支所	☎ 0556-62-1111
下部支所	☎ 0556-36-0011

国では令和6年秋にマイナンバーカードと健康保険証の一体化を進めています。期日間際は窓口の混雑が予想されますので早めの申請をおすすめします。



様々な場所で 申請ができます

もちろん役場でも
申請できるワン！



自宅・施設で！

日中お家にいる方、通所している方
施設入所している方へおすすめ

職員が自宅やデイサービス、入所施設へ訪問します。カードが完成したらお届けします。

お気軽に町民課へご連絡ください。

☎ 0556-42-4804 (直通)

好評いただいで
います！

令和5年5月は自宅や公共施設で
60件を超える申請がありました。

スマートフォンで！

お仕事や学校で
日中留守な方へおすすめ

申請書の右下 QR コードを読み取り申請できます。

QR コード付き申請書は郵送で送付されていますが、役場窓口で再発行も可能です（申請書を郵送することも可能です）。

☆ 第2土・日の午前9時～午後3時は本庁舎でも申請できます。

(お待ちいただく場合があります。ご了承ください。)

カードの受け取りについて



マイナンバーカードを申請したが受け取っていない方、受け取り期限を過ぎてしまった方もカードを保管しています。是非、受け取りにいらしてください。

予約をすると、下記の時間でも受け取りが可能です。

- 平 日：閉庁後～午後7時30分
- 第2土・日：午前9時～正午

※ 8月は12・13日に受け取れます

受け取っていない方のご自宅に、催促通知の送付、職員の訪問呼びかけを実施しています。



ポイントの申し込みは 9月末まで



既に申請した方は

マイナンバーカードを受け取りましょう！

- ・2023年2月末までに申請した方が対象です。
- ・申し込みには、対象の決済サービス(ポイントカード)が必要です。あらかじめご用意ください。

選択した決済サービスで
2万円分利用・チャージで

最大 **5,000** 円分

+

健康保険証としての
利用申し込みで

7,500 円分

+

公金受取口座の
登録完了で

7,500 円分

ご自身のスマホか
役場窓口で
申し込みます。



マイナンバーカードの 活用例

マイナンバーカード
1枚でできることが
いっぱいだワン♪



公的な身分証明書になる！

顔写真付きなので、運転免許証を返納した場合にも身分証明書として使用できます。

自宅で確定申告ができる！

スマートフォンやパソコンから「e-tax」を利用することで、確定申告がオンラインで行えます。

健康保険証として使用できる！

マイナンバーカードが使える医療機関・薬局で健康保険証として使用できます。

また、**「限度額適用認定証」**が無くても、窓口で限度額以上の医療費の一時支払いが免除されます。

各種証明書が コンビニで取得できる！

お近くのコンビニで住民票の写し・印鑑証明書が取得できます。
令和5年4月は120件の利用がありました。

マイナポータルで 自分の情報を確認できる！

自分の税情報（所得など）や世帯状況の確認がオンラインで行えます。

【マイナンバーカードが使える病院】

飯富病院、しもべ病院、身延山病院、下部診療所、久那土診療所、曙診療所、古関診療所、大須成診療所等
※令和5年6月30日現在
※対応している医療機関・薬局は、随時増えていきます。

令和5年9月13日（水）終日

システムメンテナンスのため、コンビニ交付が利用いただけません。
ご不便をおかけしますが、よろしくお願いたします。

身延町医療機関・社会福祉施設等 物価高騰重点支援金について

■ 問い合わせ先
福祉保健課 福祉担当
☎ 0556-20-4611
子育て支援課 子育て支援担当
☎ 0556-20-4580

エネルギー等の物価高騰の影響を受けた医療機関、高齢者施設及び障害者施設等の事業者を支援するため支援金を給付します。

1. 給付対象者

町内に事業所を有する施設等の事業者のうち、令和5年7月1日(以下「基準日」という。)以前に事業を開始し、かつ、基準日に事業を実施している者であって、基準日以後3か月以上継続して事業を実施する意思のあるものとします。ただし、週3日以上営業していない事業者は除きます。

2. 支援金の額等

支援金の額は、事業所区分及び対象施設又はサービスごとに別表に掲げる額とします。同一事業者が同一所在地で複数のサービスを提供している場合は、支援金の額が最も多い区分を適用します。

3. 支援金の申請

申請書兼請求書を町ホームページからダウンロードして、**令和5年10月31日まで**に提出してください。

4. 別表

事業所区分	対象施設又はサービス	支援金の額
医療機関	病院	1,000,000 円
	診療所・歯科診療所	300,000 円
高齢者施設等	介護老人福祉施設、介護老人保健施設	800,000 円
	地域密着型介護老人福祉施設、 認知症対応型行動生活介護、軽費老人ホーム、 養護老人ホーム、短期入所生活介護、 短期入所療養介護、小規模多機能型居宅介護	400,000 円
	通所介護、通所リハビリテーション、 地域密着型通所介護	300,000 円
	居宅介護支援、訪問介護、訪問看護、 訪問リハビリテーション、福祉用具貸与	100,000 円
障害者施設等	施設入所支援	800,000 円
	生活介護、就労継続 B 型、共同生活援助	300,000 円
	訪問系サービス、相談支援事業	100,000 円
保育施設等	認定こども園	600,000 円
	保育所	300,000 円

DV防止法が改正 「精神的な暴力」も 保護命令の対象に!!

身延町男女共同参画推進委員会だより



No.85 問い合わせ先 ☎ 0556-42-4801

DV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律・平成13年成立）は、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等により、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図る法律です。

このたび、近年多様化するDVの実態を鑑み、DV防止法を改正する法律案が令和5年5月12日に成立しました。今回の改正では「保護命令制度」が大きく変わり、被害者保護の強化が図られました。

※改正DV防止法は、一部の規定を除き、令和6年4月1日より施行されます。

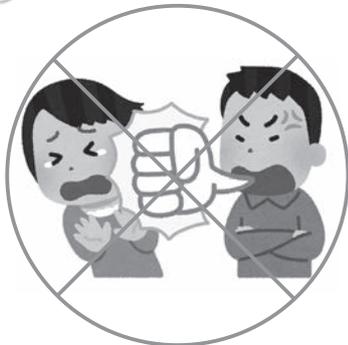
※「保護命令制度」とは、裁判所が被害者からの申し立てにより、配偶者に対してつきまといや繰り返しの連絡等の行為を禁止する制度です。

※「配偶者」には、婚姻の届け出をしていない、いわゆる「事実婚」及び離婚後（事実上離婚した場合も含む）も引き続き暴力を受ける場合を含みます。また、男性、女性の別を問いません。

DV防止法 改正のポイント

	改正前		改正後
命令の対象となる被害	身体的な暴力	➡	身体的な暴力 + 精神的な暴力
命令の期間	6か月間	➡	1年間
命令に違反した場合の罰則	1年以下の懲役 又は 100万円以下の罰金	➡	2年 以下の懲役 又は 200万円 以下の罰金

これってDV？
少しでも不安がよぎったら...



- ★ DV相談ナビ（内閣府男女共同参画推進局）
・・・☎ # 8008（シャープ8008）
- ★ 女性相談所（山梨県配偶者暴力相談支援センター）
・・・☎ 055 - 254 - 8633
- ★ 山梨県警察 少年・女性安全対策課
・・・☎ 055 - 221 - 0110
- ★ やまなし性暴力被害者サポートセンター（かいさぽももこ）
・・・☎ 055 - 222 - 5562
- ★ 身延町役場 福祉保健課 健康増進担当
・・・☎ 0556 - 20 - 4611

身延町の「第2次みのぶヒューマンプラン」では、基本目標の一つに、「あらゆる暴力のない社会づくり」を掲げています。

DV防止基本計画に基づき、配偶者や交際相手からの暴力や職場における各種ハラスメントなどの根絶に向けた取り組みを推進し、あらゆる暴力のないまちをめざしています。





保健だより

いきいき健康ひろば

■ 問い合わせ先

福祉保健課 健康増進担当
(中富すこやかセンター内)
☎ 0556-20-4611

あなたの腎臓は大丈夫？

CKD (慢性腎臓病) を知っていますか？

Chronic Kidney Disease
慢性 腎臓 病



CKD (慢性腎臓病) は知らず知らずのうちに進行する怖い病気です。生活習慣を見直すことでCKDの発症を防いだり、進行を抑えたりすることができます。生活習慣を改善し、あなたの腎臓を守りましょう。

腎臓は働きもの

- 尿をつくる
- 血圧の調整をする
- 丈夫な骨をつくる
- 血液をつくるホルモンを出す



どんな病気??

- 尿たんぱくが出ているなど腎臓の異常がある
- e-GFR(糸球体ろ過量) が60未満に低下している

※上記のいずれか、または両方が3か月以上続いた状態がCKDです。初期にはほとんど自覚症状がありません。

定期的な検査を受けましょう！



腎臓を守るためにできること

食事

塩分の摂りすぎに注意

“かけ” 醤油 より “つけ” 醤油
酸味や香辛料で味付けに工夫を
素材やだしの旨味を活かす
練り物や加工食品を摂りすぎない

カリウムの摂りすぎに注意

主に野菜や果物などに多く
含まれる
野菜はゆでるなど
調理の工夫を



たんぱく質の摂りすぎに注意

腎臓の働きにあったたんぱく質量を主治医とも相談しながら摂取するようにしましょう



運動

無理せず長く続けられる運動を日常生活の中で体を動かす工夫をすることも効果的です



疾患の管理

血圧や血糖値などを適切にコントロールすることが腎臓を守ることに繋がります



禁煙

喫煙は腎臓の機能を低下させる大きな要因になります

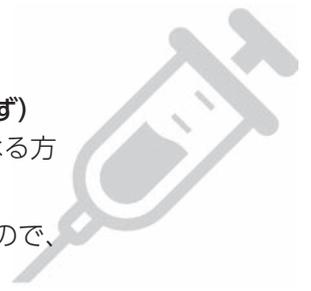


▶ 令和5年度 高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種

【対象者】

- ①過去に肺炎球菌ワクチンの予防接種を1度も受けたことがない方 (公費・自費問わず)
- ②令和5年度中に65歳・70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳・100歳となる方 (令和5年度中に65歳になる方には、予診票兼接種券が郵送されています。)

※①と②の両方に当てはまり、接種を希望される方は、予診票兼接種券を発行しますので、上記問い合わせ先までご連絡ください。接種期間は、令和6年3月31日までです。



身延町地域包括支援センター便り

ささえあい

みんながつながり元気で暮らせるために 挿絵：笠井 映文 氏（西嶋）



■ 問い合わせ先

身延町地域包括支援センター
(中富すこやかセンター内)
福祉保健課 在宅支援担当
☎ 0556-20-4611

『生きがい広場』 利用者募集中！

－ 高齢者が自分らしく、ますます元気に過ごすために －

通所による健康づくりや生きがいづくりを支援し、自立生活の維持や介護予防を目的とした「生きがい広場」を紹介します。

【内 容】 健康チェック、入浴、昼食、日常動作訓練、趣味・創作活動、送迎など
月～金曜日（祝祭日を除く）のうち、週1回利用

【対象者】 60歳以上で身のまわりのことが自分でできる方
(介護保険認定を受けている方は利用できません)

【利用料】 1回 600円 (利用料 200円 + 昼食代 400円)

【場 所】 下部生きがい広場 (下部保健センター内) ※下部・中富地区の方
身延生きがい広場 (身延福祉センター内) ※身延地区の方

※サービス利用には、一日体験・申請・調査が必要です。

※まずは**一日体験** (昼食代 400円のみ) してみませんか！

下部生きがい広場



同世代との会話や、指先を動かした作品づくりを行い認知機能の低下を防ぎます。転倒予防の運動を通じて、普段の運動不足の解消につながればと思います。地域のつながりや健康づくりに努め、いつまでもお元気でいられるお手伝いをします。

身延生きがい広場

一日楽しく過ごしませんか。
季節ごとの外出や買い物、体操教室や音楽療法など、家にいてはできないことが盛りだくさんです。
みなさんにとって、本当に「生きがい広場」になると思います。



利用希望
お問い合わせ

身延町地域包括支援センター
(福祉保健課 在宅支援担当)

☎ 0556-20-4611

「身延町消費生活相談窓口」へご相談ください。

「サンプルのはずが意図せぬ定期購入に」

新聞の折込広告で通常の半額の「拡大鏡」を見つけ、販売業者に注文の電話をした。その際「目に良いサプリメントのサンプルを送る」と言われた。後日拡大鏡とサプリメントが届いたが、同封の「明細書兼請求書」には、拡大鏡が「プレゼント」、サプリメントが約3千円と記載されていた。その後2か月連続、同じサプリメントが届いたので、おかしいと思い「明細書兼請求書」を改めて確認すると「1年定期」と記載があった。注文した覚えはない。

(80歳代)

一言助言

●新聞広告の通販やテレビショッピングなどの電話注文時に、別の商品やサンプル等を勧められ承諾したところ、そちらが主契約の定期購入になっていたという相談が寄せられています。

●たとえサンプルであっても注文品以外のものを勧められたら、興味があればきっぱり断り、興味を持った場合も、定期購入になっていないか等の詳細を確認し、説明が理解できなければ断りましょう。

●商品到着後は、明細書などで定期購入契約になっていないか確認することが大切です。意図せず定期購入になっていたら、すぐに、販売業者に申し込んでいないことを伝えましょう。

●困ったときは、すぐに消費者ホットライン（局番なし188）にご相談ください。

身延町では「消費生活相談窓口」を開設しています。消費者契約や取引に関するトラブル、多重債務等分らないことや不安なことがありましたらお気軽にご相談ください。相談は、「消費生活相談員」の国家資格を取得した相談員が受け付けます。ご相談いただいた内容は、外部に漏れる心配はありません。

問い合わせ先

※観光課消費生活相談窓口（月・水・金）

受付時間：午前9時～午後4時

☎0556（62） 1116

※消費者ホットライン（月～日）

☎188（局番なし）

みのぶ自然の里だより No.58

〒409-3313 山梨県南巨摩郡身延町平須 238-1 HP アドレス
Tel 0556-42-3181 / FAX 0556-42-3182 <https://minobunosato.jp/>



夏休みいかがお過ごしでしょうか、皆さんのたくさんの思い出が残りますように。さて、今回は自然の里の30代の若手スタッフをご紹介します。

【里のスタッフ】

初めまして！みのぶ自然の里の佐羽（さば）です。4月末から身延町に移住してきました。

出身は三重県、地元では10年ほど塾講師として働いていました。その後、上京し東京で社会人の方が利用する「勉強場所」の運営に関わっていました。

こちらに移住するきっかけになったのは山が好きなことですが、一番は身延町の人の温かさに惹かれました。東京から来たからか、ここでは日常ですれ違うとき、おはよう！こんにちは！の声で温かい気持ちになれます。東京や静岡やいろいろな所から来た人が、ゆっくり落ち着ける場所を身延町で作りたいと思っています。

そのひとつでもあるのが、「みのぶ自然の里」です。今後、町内の方や町外の方、多くの方が足を運べるような場づくりをしていきたいと考えていますので、どうぞよろしくお願いいたします。



【施設のご紹介】

cultivate the life みのぶ自然の里

標高が高く、山々の景色が美しい場所です。囲炉裏端での音楽鑑賞も可能です。ぜひ一度お越しください。



児童館・子育て支援センター

すくすく子育て広場

身延町の児童館や子育て支援センターで行っているイベントの様子をお伝えします。
子どもを持つ保護者の皆様の交流の場、相談できる場所としてお気軽にご利用ください。

身延児童館



ぬくぬく「プリザーブドフラワー」

▼親子で夏野菜やマリゴールドの苗をプランターへ植え付けました。太陽の光を浴びて植物たちはとても嬉しそうです。「すくすく大きくなあれ！」と子どもたちは願いを込めて植えました。



ぬくぬく「どうぞのイス」



身延児童館「手作りおもちゃ作り」



身延児童館「夏野菜・夏の花植え」

▼講師の市川先生をお招きし、プリザーブドフラワーを使ったハートプレート作りをしました。慎重に配置を決め、ポンドとグルーガンを使って丁寧に制作に取り組みました。

ぬくぬく 地域子育て支援センター

▼大野山保育園の園児が作った「どうぞのイス」を大野区に設置しました。お散歩中、銀杏の木の下にあるどうぞのイスに座ってちょっと休憩。大野をお散歩の際はぜひ休憩にご利用ください。

地域子育て支援センター ぬくぬく

- 開館日 : 月～金曜日
- 開館時間 : 午前9時～午後3時
- 対象者 : 0歳～5歳とその保護者
- 連絡先 : 0556-62-2541 (保育園共通)
- 場所 : 身延町大野 839-3 (大野山保育園内)

Instagramはコチラ



地域子育て支援センター ぬくぬく 出張ひろば

- 開館日 : 金曜日
- 開館時間 : 午前9時～午後2時
- 対象者 : どなたでも利用可能
- 連絡先 : 0556-62-2541
- 場所 : 身延町飯富 2309-200 セルバみのぶ店

身延児童館

- 開館日 : 月～土曜日
- 開館時間 : 午前9時～午後5時
- 対象者 : 0歳～18歳とその保護者
- 連絡先 : 0556-62-3880 (身延学童共通)
- 場所 : 身延町波木井 272-1

児童扶養手当は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するために支給され、児童福祉の増進を図ることを目的としています。

● 手当の支給対象となる人〈受給資格者〉

手当は、次の要件にあてはまる児童を監護している父（母）や、父（母）に代わりその児童を養育している方に対して、児童が**18歳になった年度末**（児童が一定の障害を有している場合は20歳未満）まで支給されます。

- ・ 父母が婚姻を解消した児童
- ・ 父（母）が死亡した児童
- ・ 父（母）が一定の障害の状態にある児童
- ・ 父（母）の生死が明らかでない児童
- ・ 父（母）から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ・ 未婚の母の子
- ・ 父（母）が引き続き1年以上拘禁されている児童
- ・ 棄児
- ・ 父（母）が裁判所からDV防止法第10条第1項による保護命令を受けた児童

- ※次の場合、手当は支給されません。
- ・ 父、母、養育者又は児童が日本国内に住所を有しない。
 - ・ 児童が児童福祉施設に入所措置されている。
 - ・ 児童が里親に委託されている。
 - ・ 父又は母が、戸籍上婚姻はしていないが、事実上婚姻関係と同様な事情にある。 など

● 令和5年度手当額と支払期日

(月 額)	児童が1人の場合
	全部支給・・・44,140円
	一部支給・・・10,410円～44,130円
	児童が2人の場合の加算額
	月額 5,210円～10,420円加算
	児童3人目以降の加算額（1人につき）
	月額 3,130円～6,250円加算

※手当額は物価変動等により改定されます。また、一部支給額は受給資格者の所得に応じて決定されます。

※手当は、奇数月に年6回、各2か月分を11日（支払日が金融機関休業日の場合は、その日以前の直近の営業日）に支給されます。

● 所得による支給制限について

母子家庭等の経済状態が、援助が必要な場合に手当が支給される制度のため、**所得が一定額以上の家庭は手当の全部又は一部の支給が停止**されます。（所得判定対象者は、受給資格者本人と同居（生計を同じく）している扶養義務者等になります。）

● 現況届の提出について

児童扶養手当の受給資格者は、**毎年8月中に現況届を提出**しなければなりません。

対象者には通知いたしますので、左ページ下欄を参照のうえ、手続きをお願いします。

● 手当を受ける手続き

手当を受けるには、次の書類が必要となります。児童の状況などにより必要書類が異なりますので、事前に子育て支援課までご相談ください。受給資格の認定を受けると、認定の請求をした月の翌月から、手当の支給が開始されます。

- ・ 請求者の通帳、年金手帳
- ・ 請求者と対象児童の戸籍謄本又は抄本
- ・ 請求者と対象児童の個人番号（マイナンバー）のわかるもの
- ・ その他必要な書類

ひとり親家庭医療費助成事業

ひとり親家庭の精神的、経済的負担を軽減し、ひとり親家庭の保健の向上と福祉の増進を図るため、ひとり親家庭の親と子の医療費を助成します。

随時申請を受け付けておりますので、次の条件に該当する方はお問い合わせください。

● 助成対象者

身延町に住所があり、18歳到達日以後最初の3月31日までの間にある児童を監護する、ひとり親家庭の父又は母及び児童。

● 助成期間

申請日（更新の場合は毎年9月1日）から、当該日以後最初の8月31日まで又は受給資格喪失日まで。

● 所得による制限について

次の場合には、助成対象となりません。

- ひとり親等に前年の所得税が課税（所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）による年少扶養親族に対する扶養控除の廃止および16歳以上19歳未満の者に対する扶養控除の上乗せ部分の廃止がないものとして計算した所得税の額が0円となる者を除く）されているとき。
- 同居の扶養義務者のうち、前年中の所得（令和4年1月から12月）が一番多い方の所得額が、右表の金額を超えているとき。

扶養親族の数	所得額
0人	236万円
1人	274万円
2人	312万円
3人	350万円
4人	388万円
5人	426万円

● 更新手続きについて

助成期間が8月31日までとなっているため、引き続き助成対象となる方には8月に受給者証の更新手続きを行っていただきます。

対象者には通知いたしますので、下欄を参照のうえ、手続きをお願いします。

※ 所得税課税等により、助成対象外となる方には通知いたしません。



児童扶養手当現況届・
ひとり親家庭医療費受給者証

更新手続きの受付について

受付期間：8月1日（火）～31日（木）（土・日・祝日を除く）

午前8時30分～午後5時15分

受付場所：子育て支援課（中富すこやかセンター内）

※ 受付時の混雑を避けるため、現況届を提出する日の前日までに子育て支援課に事前連絡をした上で、来所してください。

※ 書類の確認および状況の聴き取りを行いますので、時間に余裕を持ってお越しください。

■ お問い合わせ先

子育て支援課
子育て支援担当

☎ 0556-20-4580

地域おこし協力隊

令和5年6月から地域おこし協力隊に加わった豊川裕基さんについてご紹介します。



とよかわ ひろき
特産品普及推進業務担当 豊川 裕基 さん

▶身延町に来たきっかけ

学生時代から千葉県で過ごしてきましたが、生まれは山梨県でした。飲食店のアルバイトをきっかけに、飲食業界で店長業務など10年以上勤務していました。地域おこし協力隊の存在を知って、自分にとって縁のある場所で経験を活かせる仕事がしたいと思い、ゆばの里における活動に応募しました。

▶仕事内容

現在は、ゆばの里における工場作業を通じて、ゆばの作り方を日々勉強しています。先輩方のような、長年の経験による技術は簡単に真似できるものではありません。また、そうして丁寧に作られる生ゆばの美味しさは、言葉にできない感動があります。いつかこの素晴らしさを自分も伝えられるように頑張りたいと思っています。今後はオンライン販売や営業活動にも取り組み、ゆばをきっかけに身延町を多くの人に知ってもらえるよう尽力していきます。



税コラ No. 03

■ 問い合わせ先
税務課 課税担当
☎ 0556-42-4803

町には様々な種類の「税」があります。今回は、「軽自動車税」についてご紹介させていただきます。

▶「軽自動車税」とは？

軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日現在に原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車（以下「軽自動車等」という）を所有する方にかかる税です。
税率は軽自動車等の種別、用途、総排気量、定格出力、その他の区分に応じ、1台当たりの年税額で決められ、軽自動車税（種別割）として町が課税しています。



軽自動車税を納付されていない場合、車検を受けられないなどの影響が生じます。

▶「軽自動車税」の種類は？

軽自動車税には上記の種別割以外に、環境性能割があります。燃費性能等に応じて、三輪以上の車両を取得（購入）したときに課税されます。

環境性能割は、軽自動車の主たる定置場所在の都道府県が課税します。

注意：軽自動車税（種別割）の課税基準日は4月1日です。事務手続きが遅れた場合は前所有者に課税されますので、廃車や譲渡などの手続きをお忘れにならないよう気を付けましょう。

また、本年度より軽自動車税（種別割）の納付機会の充実と利便性の向上を図るため、これまでの4月30日から、5月31日へと納付期限（口座振替日）を変更することといたしました。



送付された納税通知書の納付内容や納期限（口座振替日）を確認し、納付忘れの無いようをお願いいたします。

☆「税」に関するコラム（税コラ）として、随時、みなさまにわかりやすくご紹介させていただきます。ご質問等ありましたら税務課までお問い合わせください。

保険証更新のお知らせ

■ 問い合わせ先
町民課 保険年金担当
☎ 0556-42-4804



■ 新しい保険証をご利用ください（8月から）

国民健康保険の保険証は年に1回更新があります。8月からは新しい保険証をご利用ください。保険証は、1人1枚ずつ交付され、役場から世帯主あてにまとめて郵送しています。長期間不在のため受け取ることができなかつた方など、まだ届いていない方はお手数ですが役場までお問い合わせください。

有効期限が切れた保険証はご自身で破棄していただくか、役場へご返却ください。

※保険証をご自身で破棄していただく場合は、個人情報に記載されていますのでハサミで裁断するなどを行ってから破棄してください。

■ 限度額適用認定証の更新について

認定証は保険証と同様に年に1回更新があります。更新には申請書の提出が必要で、認定証をお持ちだった方には7月中に郵送しています。まだ提出されていない方は、お手数ですがお早めに提出をお願いします。

※認定証が不要になった方は提出する必要はありません。

国民年金保険料の 前納について

■ 問い合わせ先
町民課 保険年金担当
☎ 0556-42-4804
竜王年金事務所
☎ 055-278-1100

■ 6か月（10月分～翌年3月分）前納は口座振替で1,130円お得！

口座振替による6か月前納（10月～翌年3月までの保険料）の申し込みは、8月末が提出期限になっています。

現金で毎月納付（6か月分）：99,120円（16,520円×6か月）

6か月前納 現金納付 ：98,310円 810円割引

6か月前納 口座振替 ：97,990円 1,130円割引



現金納付を希望される場合は、年金事務所へご連絡ください。

口座振替を希望される場合は、「口座振替納付申出書」を記入の上、ご提出ください。

申出書は、町民課窓口・身延支所・下部支所・年金事務所窓口・日本年金機構HPにあります。

わからないことがありましたら、問い合わせ先までご連絡ください。

環 境 通 信

■ 問い合わせ先
環境上下水道課 環境衛生担当
☎ 0556-42-4811

空き地の管理を適正にしましょう！

～土地は所有者や管理者等が自ら管理するのが原則です～



雑草などが近隣の家や道路に越境している、衛生状態が悪い等の相談が多く寄せられています。管理が適正にされていない空き地は雑草・雑木が繁茂し、害虫の発生、ごみ等の不法投棄を招くなど周辺にお住まいの方に不快感を与えるほか、枯れ草による火災発生の原因や害獣のたまり場になる恐れがあります。

この為、町では「身延町自然環境保全条例」に基づき、空き地が良好な状態に保たれるよう、土地の所有者等に対し行政指導を行っています。

◎空き地を所有もしくは管理されている方	◎空き地の雑草等でお困りの方
<ul style="list-style-type: none"> ■ 草刈りや除草剤散布などを定期的に行い、雑草・雑木の繁茂を防ぎましょう。 ■ ごみが不法投棄されやすい土地とならないよう管理しましょう。 ■ 管理が難しい場合は、除草や剪定ができる業者へ早めに依頼しましょう。 ■ 除草した草は放置せず、業者に依頼するか、少量であれば指定ゴミ袋に入れて収集日に出すなど適正に処分しましょう。 <p>※農業等を行うための必要最低限の焼却を除き、野焼きは禁止されています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 管理が適正にされていないなどの理由により雑草の繁茂等でお困りの場合は、上に記載の中富浄化センター 環境衛生担当までご相談ください。 □ 土地所有者がわからないなどの理由でお困りの場合も、対応可能な場合がありますのでお気軽にご相談ください。 <p>※すみやかに除草等が行われない場合でも、土地所有者等の諸事情により、対応に時間を要する、もしくは、対応できない場合があります。</p>

☆ 上記の他、次の土地に関することでお困りの方は下記担当までご相談ください。

◎ 農地（田、畑、不耕作地）に繁茂する雑草等でお困りの場合

・ 産業課 農業委員会事務局 ☎ 0556-42-4805

◎ 空き家の管理不全等でお困りの場合

・ 建設課 建築住宅担当 ☎ 0556-42-4808

環境に関する設置費・購入費の補助金メニュー

次の補助金申請を随時受け付けています。詳しくは環境上下水道課にお問い合わせください。

住宅用太陽光発電システム設置費補助金

≪補助金額≫ 一律5万円

≪対象者≫

- ・ 町内に住所を有し、現に自ら居住する町内の住宅（併用住宅を含む）に住宅用太陽光発電システムを設置した者
- ・ 設置後3か月以内に補助金の申請を行う者
- ・ 電力会社と電気供給契約をし、現に電力の受給を開始した者
- ・ 町税などの滞納のない者



生ごみ処理容器電気式生ごみ処理機購入費補助金

≪生ごみ処理容器≫ 購入金額の2分の1（1基あたり上限5千円）

生ごみを分解・減量する機能を有する電気を使わない処理容器

※1世帯3基までの補助となります

≪電気式生ごみ処理機≫ 購入金額の2分の1

（1基あたり上限2万円）

生ごみを分解・減量する機能を有する電気式の処理機。

※1世帯1基までの補助となります



#そなえる防災

その1 ～誰にでもできる『日常備蓄』～

○ 少し多めの買い置きが『日常備蓄』

大きな災害が起こり、ガスや水道、電気が寸断された場合、町等の行政機関も機敏に動くことが難しくなります。

支援が届くまでの少なくとも1週間は、だれにも頼らずに暮らせるように備えることが『備蓄』です。



なくなったら困るものを買って置き、古い順から使うようにしましょう。特別なものを備える必要はありません。それが『日常備蓄』という考え方です。

ただし、乳幼児や高齢者等のいる家庭では、災害時にすぐに手に入らないミルクや常備薬などを多めに用意していくことが大切です。

○ 『備蓄』の5つのポイント

1	冷蔵庫は食料品備蓄庫 一般家庭であれば、冷蔵庫の中やその他の買い置き食料品が1～2週間分あるといわれています。冷蔵庫の中から食べ始め、次に買い置き食品と順序を考えれば、数日間は食べつなぐことができます。
2	生活水の重要性 断水になると生活水が使えなくなります。いざという時のため、常に風呂に水を張っておきましょう。
3	オール電化住宅の必需品 オール電化住宅の場合、停電になるとお湯を沸かすことができなくなります。お湯ができればカップ麺や乳幼児のミルクに使うことができます。そこでカセットコンロとガスボンベを用意しておきましょう。
4	ひとり暮らしの備蓄 コンビニ利用が多いひとり暮らしの人は、冷蔵庫に1週間分の食料品はないでしょう。そんな時には、コンビニでカップ麺やレトルト食品、スナック菓子、ビールなど、自分の好みの物をいつもより少し多めに買い置きしておきましょう。
5	使用期限をチェック 食品の賞味期限と同じように、電池、薬、使い捨てカイロなどにも使用期限があるので、定期的に点検しましょう。



身延町立図書館だより



NO.227

身延町波木井407番地 ☎ 0556-62-2141

HP: <http://www3.town.minobu.lg.jp/lib/>

公式Twitter: <https://twitter.com/minobulibrary/>

夏休みは図書館を楽しもう!



図書館では、夏休みに「ごども向けDVD上映会」を開催します。

■日時 8月4日(金)

■場所 身延町総合文化会館
1階メディアルーム

■内容・上映時間

『ごんねんないきもの事典』
10時～10時50分

※一生懸命だけどこか「ごんねん」な進化をとげた、いきものたちを紹介

「トムとジェリー 星空の音楽会」
11時～12時

※今日も仲良くケンカ中! 「星空の音楽会」をはじめ全8話を上映

■定員 20名

■参加費 無料

■申込・お問い合わせ先

身延町立図書館

宿題を早めに終わらせて、
楽しい夏休みを過ごしましょう。



【おはなし会の紹介】



あつまれ、0・1・2
ちいさなちいさなおはなし会

身延町立図書館で開催している
0・1・2才児向けのおはなし会
です。

絵本や紙芝居の読み聞かせや、
工作、てあそびなど親子で楽しむ
内容になっています。

●場所

身延町総合文化会館ホワイエ

●開催日

チラシ、広報等でお知らせ
しております。

【8月は8日・22日】

●時間

午前11時～11時30分

●定員 5組

●申込 必要

図書館カウンターまたは
お電話にて



5月の工作
(おさんぽカメさん)



公民館図書室だより
中富図書室へようこそ!

夏本番です。8月の中富図書室は、暑さを乗り
切るお手伝いのための本を、さまざまなおしゃ
から用意しました。

『いのちを守る水分補給…熱中症・脱水症は
こうして防ぐ』 谷口英喜／著

『野菜たっぷり！夫婦ふたりの簡単大人ごはん』
上かなえ／著

『息するたびにキレイやせ！ブレストレッチ』
Yori／著

『60歳からのひとり旅 鉄道旅行術
増補改訂版』 松本典久／著

『ふたつの夏』 谷川俊太郎 佐野洋子／著

この他にも多数そろえています。
どうぞ、ご利用ください。



中富図書室の開館時間
【月・火・木・金】
午前9時30分～午後5時
【土・日】午後1時～5時

8月の休館日

【身延図書館】

7・14・21・28日(月)
31日(木・月末整理日)

【中富図書室】

2・9・16・23・30日(水)
11日(金・祝日)

【下部図書室】

5・12・19・26日(土)
6・13・20・27日(日)
11日(金・祝日)



金 っ て い い よ ね

〒409-2947 身延町上之平 1787 番地先 ☎0556-36-0015 ☎0556-36-0003
✉yunoking@town.minobu.lg.jp HP <https://www.town.minobu.lg.jp/kinzan/>

夏休み自由研究プロジェクト in 金山博物館 8月7日（月）

博物館の信藤祐仁（しんどう ゆうじ）館長による自由研究相談室を開きます。「何かやってみたいけれどどんなテーマにしたらいいかわからないな・・・」「どんなやり方がいいのかヒントがほしいな。」なんて悩んだら金山博物館に行ってみよう！みんなのチャレンジを応援するよ。

やってみよう！



活動報告1 校外学習利用が続々！

当館では、金山を通して地域の歴史に触れてもらおうと、子ども達の学習の場として学校利用の受け入れを行っています。今年度も校外学習のシーズンとなり、小中学生を中心に利用が増えています。

5月18日（木）には、県内小学校の依頼を受け、湯之奥・中山金山遺跡を案内しました。1～6年生まで約30人が参加し、山金採掘のはじまりの場所で、歴史を肌で感じてもらうことができました。出発前に館内の精錬場テラスを再現したジオラマ展示を見学したことで、より理解が深まったようでした。

登山にも詳しい信藤館長からは山や草木に関する解説もなされ、自然にもふれる良い学習の時間となりました。

また、6月8日（木）には、下山小学校3年生の子ども達が利用してくれました。展示観覧では学芸員の解説に耳を傾け、「これはどのように使うのですか？」「なぜ川で砂金が採れるのですか？」などと積極的に質問する姿もみれ、とても熱心に学習していました。

砂金採り体験では、展示室で学習した鉱山作業の「汰りわけ」を実体験する時間を通して、戦国期の人々の苦勞と技術力を感じ、本物の金に負けないくらい目を輝かせていました。



活動報告2 シン・さんぽ 常葉編

町内の方を中心に大好評をいただいているアウトドア版館長講座。今年度は信藤館長の名前から「シン・さんぽ」と名付けて実施しています。

その記念すべき第1回目を6月11日（日）に開催しました。今回は常葉地区を散策地とし、日向の道祖神、常幸院、東前院、諏訪神社などをめぐり、館長の解説とともに常幸院と東前院のご住職から歴史や由縁などのお話を伺いました。梅雨の時節柄、当日はあいにくの雨でしたが、小学生から大人まで27人がご参加くださり、参加者から次回を期待する声があがりました。地域の歴史にふれながら楽しい時間をお過ごしいただきました。



8月の休館日
（毎週水曜日）

2日、9日、17日、23、30日

【開館時間】午前9時～午後5時
（受付は午後4時30分まで）

※ただし、8月5日（土）、6日（日）、11日（金・祝）～16日（水）、
19日（土）、20日（日）は午後6時まで開館！（最終受付は午後5時30分）



お知らせ

**町営温泉施設
無料回数券配付**

健康の維持・介護予防を目的として、後期高齢者を対象に「身延町営温泉施設無料回数券」をお配りしました。7月に送付した後期高齢保険料決定通知書に回数券を同封してあります。

1年間有効で、1人5回まで施設を利用できます。なお、施設への身延町福祉バスの送迎は現在行っておりません。

利用可能施設

- 門野の湯
- ☎0556・62・2221
- 「武田信玄公かくし湯の里」ヘルシースパサンロードしもべの湯
- ☎0556・42・8228

※営業時間等につきましては各施設にお問い合わせください。

■**無料回数券の問い合わせ先**
福祉保健課 福祉担当

☎0556・20・4611

INFORMATION

**健康増進施設
無料回数券配付**

健康の維持を目的として、身体障害者を対象に「身延町スポーツ健康増進施設無料回数券」を交付します（交付には申請が必要です）。

対象

身体障害者手帳1級～3級申請日において身延町民であること

交付枚数 5枚

※申請日：令和6年3月31日

利用施設

- 「武田信玄公かくし湯の里」ヘルシースパサンロードしもべの湯（温浴施設・ジムのみ）
- ☎0556・42・8228

■**無料回数券の問い合わせ先**
福祉保健課 福祉担当

☎0556・20・4611

**母子・父子・寡婦家庭の
皆さんにお知らせ**

県では、母子・父子・寡婦家庭のお子さんの入進学に必要な資金計画について御相談に応じています。

■**貸付限度額の例**
（公立高校・自宅通学の場合）
○修学資金 月額2万7千円
○就学支度資金 15万円
※貸付には審査があります。

**福祉教育学校等の進学者へ
奨励金を支給します**

身延町福祉教育学校等就学奨励金とは、将来にわたる福祉活動の推進と基盤づくりを図るため、福祉教育学校等へ進学した場合、学生に基金から就学奨励金として3万円を支給するものです。

「福祉教育学校等」とは、学校教育法に規定する2年制以上の大学及び専門学校で、福祉・保健・看護・介護等の教育課程を履修する教育施設を言います。

対象者

- ①当該学校へ入学した日において連続して5年以上本町内に住所を有していた者
- ②当該学校に入学するために本町から転出した者で、転出日において連続して5年以上本町内に住所を有していた者

■**申込・問い合わせ先**

学校教育課 教育総務担当
☎0556・20・3016

**諏訪公共職業安定所・
労働基準監督署の移転**

諏訪公共職業安定所（ハローワーク諏訪）及び諏訪労働基準監督署の移転についてお知らせします。

■**移転先**

〒400・0601
南巨摩郡富士川町諏訪
1760・1
富士川地方合同庁舎

○諏訪公共職業安定所 2階

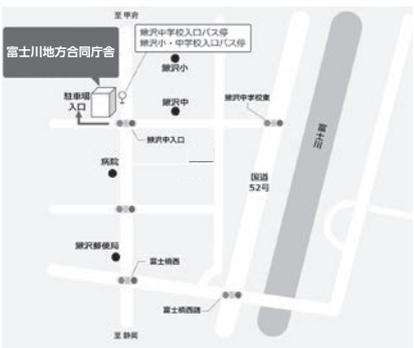
○諏訪労働基準監督署 5階

■**業務開始日**

- 諏訪公共職業安定所 令和5年7月10日(月)
- 諏訪労働基準監督署 令和5年8月28日(月)

■**問い合わせ先**

- 諏訪公共職業安定所 ☎0556・22・8689
- 諏訪労働基準監督署 ☎0556・22・3181

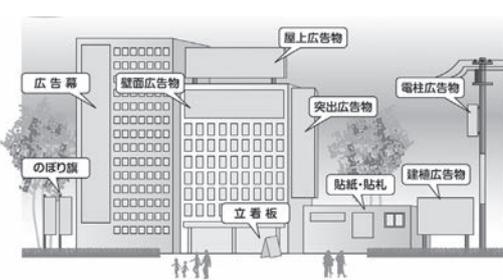


**屋外広告物の
ルールを守りましょう**

山梨県では、景観保全や公衆に対する危害防止を目的として、屋外広告物条例により、屋外に広告物を設置する際のルールを定めています。

- 種類や大きさ等により「許可申請」が必要です。
- 設置できない場所や地域があります。
- 目視、打診等により「点検」を行う必要があります。

詳しくは山梨県のホームページをご覧ください。



山梨県 屋外広告物の設置 検索

■**問い合わせ先**

峡南建設事務所 都市計画・建築課
☎055・240・4120



赤十字奉仕団員を募集します!

「赤十字奉仕団」とは、日本赤十字社の諸活動を手助けする人々で結成されるボランティア団体です。主な活動は、地域福祉活動や研修に参加して救急法や災害救護活動を学ぶことです。訓練することにより知識を高め、地域に根ざした活動を続け有事に備えていきたいと思えます。年齢や性別は問わず、どなたでもご参加いただけます。入団希望の方は、次の連絡先までお気軽にご連絡ください。

■問い合わせ先
福祉保健課 福祉担当
☎0556・20・4611

第50回 信玄公祭り 通訳ボランティア募集

山梨県では「信玄公祭り」のお手伝いをいただきたく通訳案内ボランティアを募集しています。

■募集業務・人員

通訳案内ボランティア 20人
※原則として18歳以上70歳未満の方

※英語又は中国語の通訳ができる方

■業務日時

令和5年10月28日(土)

午後2時～午後7時30分(予定)

■応募方法

FAX又はEメールで、住所、氏名、年齢、性別、電話、対応可能な外国語、過去の経験の有無を明記のうえ、次の宛先までお送りください。

■宛先

信玄公祭り実行委員会
「会場ボランティア係」
(やまなし観光推進機構内)

〒4055・221・3040
FAX 055・221・3040

✉ a-shimizu@yamakan-sk.jp

■締切

令和5年9月15日(金)必着

■申込・問い合わせ先

信玄公祭り実行委員会
☎055・231・2230



新規就農相談会

in やまなし

山梨県就農支援センター、山梨県指導農業士会及び山梨県青年農業士会は、新規就農者を確保するため、青年から中高年を対象に、就農へのアドバイス等を行う就農相談会を実施します。

■日時

令和5年8月27日(日)
午前10時～午後4時

■場所

山梨県防災新館1階

※事前予約不要、参加無料

■問い合わせ先

山梨県就農支援センター
☎055・223・5747

子どもの人権

「110番」強化週間

子どもをめぐる様々な人権問題の解決へ向けた取り組みを強化するため、全国一斉「子どもの人権110番」強化週間を実施します。

■実施機関

甲府地方法務局及び山梨県人権擁護委員連合会

■日時

令和5年8月23日(水)～8月29日(火)

午前8時30分～午後7時

■相談担当者

・甲府地方法務局職員

・山梨県人権擁護委員連合会「子ども人権委員会」所属人権擁護委員

■問い合わせ先

※相談は無料で秘密は厳守します
☎0120・007・110

■問い合わせ先

甲府地方法務局 人権擁護課
甲府市丸の内1・1・18
☎055・252・7239

 **80歳以上で20本以上**
自分の歯がある方を表彰します!



▶▶ **対象者** 以下の項目に全てあてはまる方 (※ただし、過去に表彰された方は対象外です)

- 80歳以上《昭和18年9月30日までに生まれた方》**で身延町在住の方
- 自分の歯が20本以上ある方**

▶▶ **応募方法** 令和5年4月以降の歯科医の**証明書**を提出

①持参 ②FAX ③郵送

※歯が20本以上あることが分かれば、証明書の様式は問いません



▶▶ **応募期限**

令和5年**9月29日(金)**まで

【提出・問い合わせ先】福祉保健課 健康増進担当

住所：〒409-3304 身延町切石 117-1 中富すこやかセンター内
☎：0556-20-4611 FAX：0556-20-4554

令和5年度入札参加資格審査(中間審査)の周知について

令和5年度入札参加資格中間審査(令和6年度分)を実施します。身延町の入札参加資格審査は、山梨県市町村総合事務組合(以下「組合」という。)において共同処理していますが、次により、令和6年度分の資格審査を行いますので、資格の取得を希望される場合は、電子申請受付期間内に必ず申請し、申請書類提出期間に必ず関係書類を提出(郵送等)してください。申請を行わず資格を取得できなかった場合は、1年後に予定する令和6年度定期審査(令和7・8年度分)まで資格を取得することができませんのでご注意ください。

中間審査実施内容公開：令和5年9月1日(金) ※組合ホームページに掲載します。

申請期間：令和5年10月2日(月)～10月26日(木)

申請書類提出期間：令和5年10月30日(月)～11月22日(水)

審査対象職種：【建設工事】

【測量・建設コンサルタント等業務】

【物品製造・役務提供等】

申請受付内容：【新規申請】(入札参加資格を有していない事業者の新規資格取得)

【業種追加】(入札参加資格を有する事業者の業種追加)

【団体追加】(入札参加資格を有する事業者の市町村等団体追加)

留意点

※申請及び申請書類提出の期間が異なります。

※期間外は、申請及び申請書類提出を受け付けることができません。

※令和4年度定期審査(令和5・6年度分)で資格を有し、登録業種・登録市町村等団体を追加する必要がない事業者は、令和6年度まで資格が有効のため申請する必要はありません。

※事業者説明会の開催はありませんので、9月1日(金)に組合ホームページに公開される申請の手引等をご確認いただき、10月2日(月)からの申請に向けて準備してください。

※職種【建設工事】の【新規申請】・【業種追加】において審査基準日が、令和4年4月1日～令和5年3月31日の間の経営規模等評価結果通知書(経審)の提出が必須となっています。申請期間に間に合うよう経審の取得(更新)をお願いします。

※申請書類のハガキによる受領証明及び電話での受領確認への対応は行いません。申請書類が受領されたことを確認したい場合は、書留・追跡サービス・配達証明等を利用して提出してください。

※入札参加資格審査にかかる書類作成や申請については、行政書士に依頼することができます。詳細は、山梨県行政書士会(☎055-237-2601)にお問い合わせください。

組合ホームページ「<https://www.ysc-yamanashi.or.jp>」

インターネットが利用できないなどの場合は、組合までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

山梨県市町村総合事務組合 業務課

住所：甲府市蓬沢1-15-35 山梨県自治会館2F ☎055-268-3446

〈入札結果を公表します〉

－ 入札日 令和5年6月28日 －

件名	場所	請負業者	落札金額(円) (消費税抜)	落札率 (%)
しだれ桜の里排水施設整備工事	下山	匠建設工業(株)	18,000,000	89.7
身延地区林道除草作業業務委託	—	(株)KONDO	530,000	84.7
普通河川北沢川河川整備工事	日向南沢	遠藤工業(株)	1,320,000	97.1
下部地区林道除草作業業務委託	—	(株)熊谷組	2,288,000	98.0
中富地区林道除草作業業務委託	—	(株)川口建設	770,000	97.7
町有住宅相又団地 屋上伸縮目地防水工事	相又	(株)日原ライニング工業	3,190,000	97.6
令和5年度 防災備蓄用飲料水購入	—	(株)東ポン商会	4,500,000	92.9
令和5年度 防災備蓄用衛生用品購入	—	身延総合設備(株)	5,170,900	95.0
令和5年度 防災備蓄用食糧等購入	—	(株)センチス21	4,428,900	94.6
中富西部簡易水道 矢細工地内町道舗装本復旧工事(3工区)	矢細工	(株)丸美建設工業	15,750,000	98.0
下部支所公用車リース	—	(株)ユニオックス	(月額) 19,800	70.7
清澤第1・大炊平第1計画区地籍調査測量業務委託 (C・E・F I・F II -1 工程)	清澤・大炊平	(株)南誠測量	46,650,000	97.9
飯富第1計画区地籍調査測量業務委託 (C・E・F I・F II -1 工程)	飯富	(株)共和測量	13,850,000	97.7
相又第3計画区地籍調査測量業務委託 (C・E・F I・F II -1 工程)	相又	(株)リナン	24,160,000	98.0
令和5年度 特定建築物及び建築設備・防火設備定期 報告業務委託	—	(株)佐野設計	4,080,000	96.0

有
料
広
告

うちの子「結婚」しないのかしら？
独身のお子様の結婚相談承ります



お子様の結婚に関するお悩み、
 プロの仲人がお答えします。
 まずはお気軽に仲人にご相談下さい

☎055-288-1038
 結婚相談所 ムスベル

建築舎光 株式会社
 一級建築士事務所

ご予算に合わせて
お家 の事なら何でもご相談下さい

住宅等の建築設計施工・リフォーム・耐震・鋼材加工など



建築舎光株式会社
 〒4092522 身延町下山154-1
TEL : 0556-62-5529
 FAX : 0556-62-5777

有料広告募集

広報みのぶに広告を掲載しませんか？
 掲載は随時募集しています。詳しくは企画政策課広聴広報担当までお問い合わせください。

☎ 0556-42-4801

掲載サイズ 縦 45mm × 横 80mm
 (この有料広告募集の枠の大きさです。)

痒い・痛い・赤い

お肌は内臓の鏡です
皮膚トラブルご相談下さい！



電話0556 (62) 9025
 健康相談・漢方相談

身延高校前 くすりのアニステン



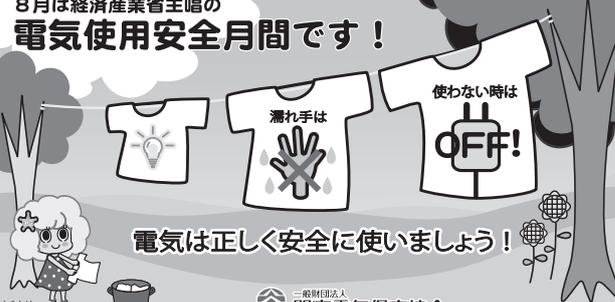
こどもの人権 110番 いじめ・体罰・不登校
 児童虐待などを 受けた・見かけたら

全国共通 ぜろぜろなのひゃくとおばん

0120-007-110

子どもも大人も (全国共通・フリーダイヤル)

8月は経済産業省主催の
電気使用安全月間です！



濡れ手は 使わない時は OFF!

電気は正しく安全に使いましょう！

わたしたちは 電気保安キョーゴ

一般財団法人 関東電気保安協会 <https://www.kdh.or.jp/>

令和5年6月1日～30日までの受付 (敬称略・順不同)

※本人・ご家族の申し出があったもののみを掲載しています。
 ※字体は原則として新字を使用しています。

寄付 ありがとうございます

お悔やみ ご冥福をお祈りします

- 身延町へ —
- ふるさと納税 (身延町民のみ掲載)
- 金 100,000円 曾谷 はつ枝 (常葉)
 - 金 50,000円 佐藤 成人 (大塩)
- 法人・団体からの寄付
- 金 10,000円 株式会社スギヤマ
- 社会福祉協議会へ —
- 金 15,000円 西嶋区民ゴルフ実行委員会
 - 金 10,000円 笠井ふとん店
 - 金 71,236円 清流会 (中富地区退職校長の会)

氏名	(年齢)	届出人	(地区)
曾谷 和弘	78歳	曾谷 英輝	(常葉)
田中フクヨ	85歳	田中 誠司	(大磯小磯)
依田たかよ	92歳	依田 貴明	(大島)
赤池 靖子	76歳	赤池 敏臣	(大磯小磯)
小林三和子	87歳	小林 匡子	(常葉)
上田 尚一	91歳	上田 哲也	(三澤)
望月 幸子	99歳	望月 孝文	(相又)
千頭和文明	78歳	千頭和三枝子	(相又)
日向 房樹	90歳	日向 幹英	(車田)
河村 文男	86歳	河村 浩行	(下部)
鈴木ます子	87歳	鈴木 利規	(帯金)
望月 金光	95歳	望月 弘	(下山)

婚姻 未永くお幸せに

夫	妻	(地区)
保坂 吉皇	羽深 有紀	(梅平)

令和5年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業

物価高騰生活応援

みのワン

商品券



1人当たり

5,000円

地域券: 1,000円 × 3枚
共通券: 1,000円 × 2枚



身延町では、新型コロナウイルス感染症及びエネルギー・食料品価格等の物価高騰による家庭への影響を緩和するとともに、地域への消費喚起により景気を下支えするため、9月から町内の取扱店で買い物ができる商品券を町民の皆さまへ配布します。

使用
期間

令和5年9月1日(金) ~ 11月30日(木)

給付対象者

身延町内に住民票がある方、全員
※基準日は令和5年8月1日(火)

交付方法

世帯人数分を世帯主宛てで郵送(簡易書留)
※8月中旬から順次発送予定です。

使用可能店舗

商品券発送時に、使用可能店舗一覧を同封します。
※使用可能店舗への登録を希望される事業者様は、観光課へご連絡ください

問い合わせ先

身延町役場観光課 ☎0556-62-1116

注意事項

- 商品券は使用期間中に使用してください。
- 商品券の盗難や紛失等は自己責任とし、町は一切責任を負いません。
- 現金との交換はできません。
- 釣銭は支払われません。
- 第三者への転売や換金はいりません。
- 商品券の使用対象にならないものは以下のとおりです。
 - ①たばこ
 - ②出資、債務又は振込手数料等の支払い
 - ③国税、地方税等の公租公課
 - ④商品券等の換金性の高いもの
 - ⑤医療保険や介護保険等の一部負担金
 - ⑥不動産、金融商品

